



# 金山町商工会だより

令和8年  
2月号

## 税理士による税務相談窓口開設のお知らせ！（相談無料）

所得税・消費税の確定申告時期にあわせ、小規模事業者を対象に税理士による税務相談窓口を開設します。対応は個別で行いますので、電話で予約をお願いします。（商工会 32-3370）

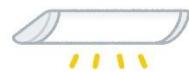
日時：令和8年 2月17日（火）、2月26日（木）、3月5日（木）、3月12日（木）  
いずれも 10:00 から 16:00 まで（12:00～13:00 を除く）

会場：金山町商工会相談室（金山振興事務所2階）

講師：税理士 長田朋也氏

補助制度新設！

## 事業所の照明をLEDに交換しませんか



市は電気料金の価格高騰に伴う事業者の負担と、2027年問題で照明器具を交換する費用を補助することで事業者の経営を支援するため、事業所の照明設備をLEDに切り替える場合にその費用の一部を補助します。

（補助対象者）・市内商工会員であり、事業活動を行っていること・市税を完納していること

（補助対象経費）照明設備本体の購入費、機器取付工事費等

（施工事業者）市内商工会に加盟しこの事業に登録する電気事業者が行うこと

（補助金額）補助対象事業費の2分の1以内で上限 20万円（申請は期間中1回のみ、消費税相当額は対象外）

（注意）交付決定前に機器等の購入、設備工事をしている場合は対象になりません。

（申請期間）令和8年2月16日から6月30日まで（ただし予算上限に達し次第受付終了となります）

（受付、申請先）金山町商工会

※この説明は抜粋をしていますので制度の詳しい事や申請様式等は、下呂市ホームページをご覧ください。

※既存の照明器具がLEDの場合は対象なりません。

【蛍光灯の2027年問題…水銀を使用している蛍光灯は、環境問題から蛍光灯の製造と輸出入が2027年末で禁止される事になりました】



JRでお出かけの際は、飛騨金山駅で切符を買いましょう！



## **事業主のみなさん 労働保険の手続きはお済ですか**

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、農林業の一部を除き、必ず労働保険の成立手続きをしなければなりません。

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」は、労働者が仕事や通勤が原因で負傷した場合、また病気になった時や亡くなった場合に、労働者本人やご遺族を保護するための給付等を行っています。これは、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。

「雇用保険」は、労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。これは短時間労働者でも、一週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込みが31日以上である場合は手続きをしなければなりません。

**加入手続きを行っていない事業主の方は、すぐに手続きをお願いします。**

詳しくは、岐阜労働局総務部労働保険徴収室 (TEL058-245-8115)

または、商工会までお問い合わせください。

## **労働保険の電子申請を無料でサポートします (アドバイザー事業のお知らせ)**

国は、事業主から提出される労働保険関係の各種届出に電子申請の利用を促進しています。

しかし事業主から「電子申請をしたいが、初期設定がわからない」という要望を受け、事業所に訪問したり、オンラインによる対応で、申請に必要な初期設定をサポートする事業を無料でおこなっています。電子申請対応を検討している事業者はこの機会にご活用ください。

厚生労働省： 電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業

委託事業者： (株)バックスグループ

事務局問合わせ： (mail) mail@denshi-shinsei.jp (TEL)03-6628-2275 (FAX)03-6627-9989

厚労省ホームページ



事業特設サイト



## **下請法が「取適法」に！ 委託取引のルールが大きく変わりました**

今年1月1日から「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法(通称:取適法)」として新たに施行されました。取適法は、中小事業者が取引先の委託事業者(旧:親事業者)から不当な負担を強いられることの無い、公正な取引環境を整えるための法律です。これにより適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されました。

- 4つの義務：委託事業者には、「発注内容の明示」「支払い期日の設定」等の4つの義務が課されます。
- 11の禁止行為：「受領拒否」「支払遅延」「代金の減額」「買いたたき」「購入の強制」「報復措置」「不当な経済上の利益の提供」「一方的な代金決定」など、正当な理由がなく行われる行為は禁止されます。

詳しくは「取適法」で検索を！

お問合わせやご相談は 金山町商工会まで

〒509-1614 金山町大船渡 571-1 (金山振興事務所 2階) TEL 32-3370 FAX 32-2882